

届いたらどうする？ 「戸籍のフリガナ通知」を送りました

6月下旬に、戸籍に記載される予定のフリガナを確認するためのハガキを送付しました。

こんな時はどうしたらいいの？ よくあるご質問 (Q&A)

- Q** ハガキが届いたけど、何をしたらいいの？
A 圧着ハガキの中を開いて、記載されているフリガナに誤りがないか、ご確認ください。
- Q** フリガナは**正しかった**けど、何かしないといけないの？
A **届出は不要**です。自動で戸籍にフリガナが記載されます。
- Q** フリガナが**誤っていた**。どうしたらいいの？
A 令和8年5月25日までに、正しいフリガナを**届出してください**。
 マイナポータルや役場窓口で手続きをお願いします。
- Q** 友達には通知が届いたけど、私には届いていない…。
A 通知は、本籍地の市区町村から届きます。
 町内にお住まいでも本籍が川島町以外の方は、届くタイミングが異なります。



詳しくはホームページをご覧ください。担当窓口へご相談ください。

問 町民生活課 町民グループ ☎ 049-299-1754



後期高齢者医療で「限度額適用認定証」などを交付されている方へ 限度額適用認定証と資格確認書が1つになりました

令和6年度に「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付された方には、限度区分が記載された資格確認書を7月中旬に送付します。

高額な医療費がかかる場合に、限度区分が記載された資格確認書を医療機関に提示することで、1か月の保険適用分の支払が所得に応じた額（限度額）までになります。入院日数が90日を超える場合は、食事代がさらに減額されることがありますので、ご相談ください。



新たに限度区分が記載された資格確認書の交付を受けた方は、窓口でお手続きください。マイナ保険証の利用登録をされている方は手続き不要です。



川島町の国民健康保険に加入している方

マイナ保険証の利用登録をされていない方が、各認定証の交付を受けたい場合
 今までどおり、紙の各認定証を交付します。二次元コードからオンラインで、または窓口で
 お手続きください。マイナ保険証の利用登録をされている方は手続き不要です。



問 健康福祉課 国保・年金グループ ☎ 049-299-1756